

第 7 号議案 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の 一部改正

1 趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 55 号）等が定められました。

そのため、省令の基準に合わせ、関連条例の一部を改正します。

2 改正する条例

- (1) 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年条例第 60 号）
- (2) 横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例（平成 26 年条例第 47 号）
- (3) 横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成 24 年条例第 61 号）
- (4) 横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成 24 年条例第 62 号）

3 改正の概要

- (1) 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下「児童福祉施設基準条例」という。）
 - ア 作成等の行為のうち、条例中書面で行うことが規定されているもの又は想定されているものについて、書面に代えて電磁的記録により行うことができることとします。
 - イ 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの職員に係る基準の一部を改正し、福祉型児童発達支援センターと同様に、医療機関と連携等した場合、看護職員を置かないこと等ができることとします。
- (2) 横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例
 - ア (1) 児童福祉施設基準条例アに同じ
 - イ 居宅訪問型保育の提供理由について、昨年度の省令改正に合わせて表現を統一します。
- (3) 横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（以下「指定通所支援基準条例」という。）
 - ア (1) 児童福祉施設基準条例アに同じ
 - イ 交付、説明等の行為のうち、条例中書面で行うことが規定されているもの又は想定されているものについて、相手方の承諾を得て、書面に代えて電磁的方法によることができることとします。
- (4) 横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例
 - (3) 指定通所支援基準条例に同じ

4 施行期日

令和 3 年 7 月 1 日（3 (1)イ及び(2)イは公布の日）